

米の放射性物質モニタリング検査実施要領

1 趣旨

原子力災害対策本部が示した食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「検査計画等の考え方」という。）に基づき、本県の24年県産米の出荷・販売の可否を判断するために行うモニタリング検査について、検査計画等の考え方の規定のほか、本要領により放射性物質検査に必要な事項を定める。

2 検査の対象地域

県内で、24年産稲を作付した地域のうち、平成24年7月26日付けで原子力災害対策本部長より指示があった「平成24年産米の事前出荷制限区域等における福島県管理計画」に基づき管理される区域（以下「事前出荷制限区域等」という。）を除いた地域とする。

3 出荷等の可否の判断

県は、対象地域に対して、本検査の結果が判明するまで、全ての米を販売、譲渡を自粛するよう要請する。

本検査において、旧市町村単位で必要な検査を実施した結果、玄米から食品衛生法に定める基準値（ 100Bq/kg ）を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、当該旧市町村に対する出荷自粛の要請を解除する。

4 対象の区分と検査点数

(1) 重点検査区域①

ア 平成23年産米の検査結果で 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村並びに24年産稲の作付制限区域及び事前出荷制限区域等の隣接旧市町村においては、全戸検査と同等の水準を目安として当該旧市町村の水稲作付面積 1ha あたり1点検査を行う。

イ 平成23年産米で 100Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された農家が生産した米については、市町村が定めた生産管理計画に基づき、当該農家が生産した全ての米について米袋毎に検査を行う。

ウ 平成23年産米で 50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の放射性セシウムが検出された農家が生産した米については、乾燥方法に応じて設定するロット単位に検査を行う。

(2) 重点検査区域②

農地土壌中の放射性セシウム濃度が 500Bq/kg を超える旧市町村においては、水稲作付面積 70ha ごとに1点、最低3点検査を行う。

(3) その他検査区域

上記(1)及び(2)の検査対象区域を除く区域においては、旧市町村あたり

3点以上検査を行う。

5 検査対象米穀の選定

検査対象米穀の選定に当たっては、農林事務所が、市町村、JA等と事前協議のうえ、市町村、JA等の協力のもと選定する。

選定採取に当たっては、農林水産省が示した別紙1「24年産米の放射性物質検査における検体採取について」に基づき採取する。

6 検査方法

(1) スクリーニング検査

農家が、乾燥、籾摺り、調製した玄米を、厚生労働省の定めるスクリーニング法に基づき、全袋検査機又はNaIシンレーション[®]外モニターを使用して以下のとおり検査を実施する。

1) 全袋検査機を使用する場合

ア 米袋の採取方法

農林事務所は選定した調査対象米穀の識別コード（バーコード）（地域協議会（市町村）が発行したもの）を確認する。

また、農林事務所は、「24年産米の放射性物質検査サンプルリスト」（様式1～2）を作成し、検査実施日の3日前までに水田畑作課に報告する。水田畑作課は、必要に応じて農林事務所と調整の上、県全体のサンプルリストを作成する。

イ 試料の搬入

農林事務所は、市町村やJA等と協議し、試料の収集や搬入方法、役割等を決める。それぞれ決められた方法により、関係者が協力して米袋を検査場所へ搬入する。

ウ 検査の実施

農林事務所は、全袋検査の事業主体と連携して、対象米穀の検査を実施する。検査にあたっては、農林事務所職員が立ち会い、手順書等に基づき適切な検査が行われることを確認する。検査の結果、スクリーニングレベル以下の袋には、検査済みラベルを貼付する。

エ 検査結果の報告

農林事務所は、検査終了後ただちに「スクリーニング検査（全袋検査機）結果報告書」（様式3）により検査の結果を水田畑作課に報告する。

2) NaIシンレーション[®]外モニターを使用する場合

ア 米袋の採取

農林事務所は、使用するNaIシンレーション[®]外モニターの設置場所及び機器（メーカー、型番等）を様式6により地域協議会及び水田畑作課に報告する。農林事務所は、市町村、JA等の協力のもと試料を1kg採取し、「24年産米の放射性物質検査サンプルリスト」（様式1～2）を作成し、検査実施日3日前までに水田畑作課に報告する。

イ 検査の実施

農林事務所はサンプルを検査場所に搬入し、検査を実施する。また、検査が終了した試料は、農林事務所が回収し生産者に返却する。検査の結果、スクリーニング

レベル以下の袋には、検査済みラベルを貼付する。

ウ 検査結果の報告

農林事務所は、検査終了後ただちに「検査結果報告書」（様式3-1）により検査の結果を地域協議会及び水田畑作課に報告する。

(2) スクリーニングレベルを超えた試料の検査

スクリーニングレベルを超えた米袋については、放射性セシウム濃度を確定するために、試料を農業総合センターに搬入しゲルマニウム半導体検出器で分析を行う。

ア 試料搬入予定日の調整

水田畑作課は、様式3及び様式3-1の検査結果報告書を受け、県全体の搬入リストを作成し、農業総合センターへの搬入数を調整し、農林事務所に連絡する。

イ 試料の採取及びリストの作成

農林事務所は、スクリーニングレベルを超えた米袋から試料1kgを採取し、搬入予定日2日前（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）の12:00までに「試料リスト（様式4）」をまとめ、水田畑作課に報告する。

水田畑作課は、日程等を調整のうえ、「調査計画一覧（様式5）」を作成し、環境保全農業課に報告するとともに、分析予定日を農林事務所に連絡する。

(3) 試料の搬入

農業総合センターへの試料の搬入は、原則として月曜日～金曜日（祝日を除く）の9:30～11:00とする。

水田畑作課は、農業総合センターで試料を受け取り、「調査計画一覧」（様式5）と照合し、分析試料を農業総合センターに提出する。

また、検査が終了した試料は、農林事務所が回収し採取した米袋にもどす。

(4) 検査の実施

農業総合センターの分析課は、手順に従いゲルマニウム半導体検出器により検査を行う。

(5) 検査結果の報告

農業総合センターは、検査結果をオフサイトセンター及び環境保全課に報告する。

7 検査の強化

4(2)及び(3)のその他検査区域（旧市町村ごとに3点以上）で、検査の結果、50Bq/kg超（100Bq/kg以下）の米が検出された場合は、当該旧市町村について、検査密度を水稲作付面積1ha当たり1点に変更して再検査を行う。

8 検査結果の取扱い

(1) 基準値以下であった場合

旧市町村単位で選定された検査対象米穀の全ての米穀が基準値以下であった場合、当該旧市町村については、出荷自粛を解除し、米の出荷、譲渡を可能とする。

(2) 基準値を超過した場合

農業総合センターにおいて検査を実施し、基準値を超える玄米があった場合は、

原子力災害対策本部長の指示に基づき、県は市町村長に対し、当該米が生産された旧市町村（又は市町村）の区域での出荷制限を要請する。

なお、市町村及び集荷団体等は、当該旧市町村の米が市場に流通しないよう適切に管理するものとする。

9 出荷制限の一部解除

市町村は、出荷制限の一部解除を希望する場合、出荷制限区域の米の全量を把握して管理台帳を作成し、管理計画とともに県に提出する。

県は、当該区域の米の全量が把握され、管理計画に基づき全量全袋検査が可能と判断した場合、県の管理計画を作成し、県知事から原子力災害対策本部長あてに出荷制限の一部解除の申請を行う。

10 その他

- (1) 早期出荷米の取り扱いについては、別に、早期出荷米の放射性物質検査実施要領で定める。
- (2) この要領に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月31日から施行する。